

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市篠ノ井布施高田 258 番地の 3	倉島 照直
長野市伺去 242 番地	内山 卓郎
北佐久郡軽井沢町大字長倉 2083 番地 17	大嶋 健司
塩尻市大字棧敷 559 番地 3	小口 征子
請求人代理人	
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1068-73	弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成 18 年 7 月 13 日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

(1) 請求の趣旨

ア 措置の要求

長野県知事が請求の理由に於いて成立している損害賠償請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法 242 条 1 項に基づき、監査委員が長野県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

イ 請求の理由（違法または不当な行為）

(ア) 第 3 別紙（略）業者工事目録記載の業者（以下「本件業者」という）は、関東地方整備局発注の平成 15、16 年度の橋梁工事のうち、長野県内に於いて施行した第 3 業者工事目録記載の工事（以下「本件工事」という）を自社単独または共同企業体として落札している。

(イ) 道路法 50 条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については 3 分の 1 とされる。従って、本件工事の経費の 3 分の 1 については、本県の費用負担により賄われている。

(ウ) 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織として K 会または A 会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合に於いて幹事社を選出し、遅くとも平成 14 年 4 月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止および安定した利益の確保を図るため、

a 各社の過去の受注実績等に基づき、K 会および A 会の幹事社が割り付

けた者または共同企業体を受注すべき者とする事

b 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する旨を合意していた。

(I) このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反するとして、

a 平成 17 年 9 月 29 日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。

b 平成 17 年 5 月 23 日、同年 6 月 29 日、同年 8 月 15 日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。

c 平成 18 年 3 月 27 日、本件業者に対して、工事目録課徴金算定対象金額欄記載の金額を基礎とする課徴金納付命令が発せられた。

(オ) 以上より、本件工事につき、遅くとも平成 14 年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは明らかである。

a 上記不法行為の結果、県は本県工事の費用負担分について適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の 3 分の 1 相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の 1 割を下ることはないと推測される。前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

b 長野県知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法 242 条に基づき、監査委員が長野県知事に対し、その行為をするよう勧告することを請求する。

(2) 事実証明書 (略)

(3) 業者、工事目録

ア 業者名 株式会社釧路製作所 工事名 安庭本復旧上部工事(入札日平成 17・2・14)

イ 業者名 豊平製鋼株式会社 工事名 佐野川橋上部工事(入札日平成 16・3・4)

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条所定の要件を具備していると認め、平成 18 年 7 月 13 日、これを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 17 年 9 月 29 日付けで公正取引委員会は、国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局（以下「3地整」という。）が発注する鋼橋上部工事の入札参加業者 45 社に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 3 条の規定に違反するとして、勧告を行った。

この勧告にかかる工事のうち、長野県内で施行された佐野川橋上部工事及び安庭本復旧上部工事（以下「本件長野県分工事」という。）について、談合行為により長野県が被った損害の賠償請求権の行使を不当に怠っている事実があるか否かを監査の対象とする。

2 監査対象機関

土木部県土活用支援チームについて監査を実施した。

3 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定により、国土交通省関東地方整備局から聞き取り調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する財産の管理を不当に怠るものではなく、本件請求には理由がない。

以下事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法律等との照合及び関係書類等の調査を実施した結果、次に掲げる事項を確認した。

(1) 本件長野県分工事に係る公正取引委員会（以下「公取委」という。）の手續 ア 排除勧告

平成 17 年 9 月 29 日、公取委は、3地整が発注する鋼橋上部工事の入札参加業者ら 45 社に対し、遅くとも平成 14 年 4 月 1 日以降、競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、工事の取引分野における競争を実質的に制限しており、独禁法第 3 条の規定に違反するものとして、排除勧告を行った。

イ 審決

上記 45 社のうち 40 社は、排除勧告に応じたため、平成 17 年 11 月 18 日、公取委は、勧告審決を行った。

本件長野県分工事を受注した東鋼橋梁株式会社、豊平鉄鋼株式会社及び株式会社釧路製作所（以下「本件 3 業者」という。）のうち、豊平鉄鋼株式会社

及び株式会社釧路製作所は、排除勧告に応諾したが、東鋼橋梁株式会社について、公取委は、平成 17 年 11 月 18 日に審判開始決定を行い、平成 18 年 5 月 15 日に同意審決を行った。

ウ 課徴金の納付命令

平成 18 年 3 月 24 日、公取委は、3 地整が発注する鋼橋上部工事の入札参加業者 43 社に対し、課徴金の納付命令を行った。

本件 3 業者のうち、豊平鉄鋼株式会社及び株式会社釧路製作所については、課徴金の納付命令が行われた 43 社に含まれているが、東鋼橋梁株式会社については、現在、課徴金の納付命令に向けての手続きが行われている段階である。

(2) 本件長野県分工事の概要

本件長野県分工事の発注者、入札日等は、別記のとおりである。

(3) 国土交通省に対する長野県の直轄事業負担金の納入

長野県は、佐野川橋上部工事に係る直轄事業負担金(以下「負担金」という。)について、平成 15 年 4 月 1 日付け国道国防第 3 号の通知により、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)施行令第 23 条第 1 項等の規定に基づき納入している。

また、安庭本復旧上部工事に係る負担金については、平成 17 年 2 月 1 日付け国道国防第 241 号の通知により、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)施行令第 6 条の 2 第 1 項及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき納入している。

(4) 本件長野県分工事に係る国土交通省の損害賠償請求の手續

国土交通省は、平成 15 年 6 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事及び建設コンサルタント業務等の契約において、当該工事及び建設コンサルタント業務等に関し談合等の不正行為を行った受注者について、請負代金額(業務委託料)の 10 分の 1 に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者に支払わせる違約金条項を設けている。

違約金条項は、独禁法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したことにより公取委が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したときに適用することとしている。

そこで、国土交通省は、本件長野県分工事の契約書に違約金条項が記載されていることから、課徴金の納付命令を受けた豊平鉄鋼株式会社及び株式会社釧路製作所に対して、違約金の支払命令を行う手続きをしているところである。また、いまだ課徴金の納付命令を受けていない東鋼橋梁株式会社については、課徴金の納付命令が行われた後に違約金の支払命令を行う予定にしている。

しかしながら、豊平鉄鋼株式会社が東鋼橋梁株式会社と共同企業体を組んで佐野川橋上部工事を受注していることから、国土交通省は、東鋼橋梁株式会社

に課徴金の納付命令が行われた後に、2業者に対して違約金の支払命令を行う予定にしている。また、株式会社釧路製作所が受注した安庭本復旧上部工事は、いまだ工事が完了しておらず、最終契約金額が確定していないことから、国土交通省は、契約金額が最終的に確定した後に違約金の支払命令を行う予定にしている。

なお、国土交通省は、本件3業者から違約金が支払われた後に、県の負担割合に応じた違約金の精算を行うとしている。

2 判断

まず、本件長野県分工事は、道路法等に基づき長野県が費用の3分の1の額を負担して国土交通省関東地方整備局長等が発注した工事であるが、長野県も被害者として損害賠償を請求できるかを判断する。

国土交通省と業者との契約金額、すなわち落札金額がいくらになるかということは、国土交通省と長野県との間でなされる精算金額に直接影響してくると考えられ、落札金額が不当につり上げられれば、その分長野県負担の精算金額が増加し、長野県に損害が発生すると解されること、さらには、「大阪府が日本下水道事業団が発注した下水道工事のうちの電気設備工事の請負金額が業者らの談合によって不当につり上げられた場合には、大阪府に損害が発生する」とした最高裁判所第一小法廷（平成14年7月18日）の判決を踏まえると、長野県は本件3業者に対して損害賠償請求権を有していると判断できる。

ところで、本件監査請求に係る談合事件を受けて、国土交通省は、違約金条項に基づき、談合を行った業者に対して違約金の支払いを命ずる予定である。違約金条項は、独禁法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公取委が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したときに適用されることになっている。

公取委は、平成18年3月24日付で豊平鉄鋼株式会社と株式会社釧路製作所に対し課徴金の納付命令を行ったが、豊平鉄鋼株式会社と共同企業体を組んだ東鋼橋梁株式会社に対して課徴金の納付命令がまだ行われていないこと、また、株式会社釧路製作所が受注した工事は現在履行中で、最終契約金額が確定していないことから、国土交通省は、本件3業者に対して現在のところ違約金の支払命令を行っていない。

しかしながら、国土交通省は、東鋼橋梁株式会社に対する課徴金の納付命令が確定した後に東鋼橋梁株式会社と豊平鉄鋼株式会社に対し、また、安庭本復旧上部工事が完成し、最終契約金額が確定した後に株式会社釧路製作所に対し、それぞれ違約金の支払命令を行うとしていることから、請求人が主張するように、長野県が本件3業者に対し、損害賠償請求権を行使していないことをもって違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでは言えず、請求人の主張には理由がない

ものと判断する。

なお、本件長野県分工事の損害を補てんするため、長野県に対し次のとおり要望する。

【長野県への要望】

長野県は、本件長野県分工事の損害額が補てんされるよう、国土交通省の違約金の支払命令手続き及びその精算事務を十分注視するとともに、県発注の工事における入札契約においては、談合等の不正行為が行われぬよう十分努力すること。

(別記)

工 事 名	佐野川橋上部工事	安庭本復旧上部工事
発 注 者	国土交通省関東地方整備局長	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所長
施 工 箇 所	自：長野県千曲市八幡 至：千曲市稲荷山	長野県長野市信更町安庭地先 至：千曲市稲荷山
入 札 日	平成 16 年 3 月 4 日	平成 17 年 3 月 18 日
受 注 業 者 名	東鋼橋梁株式会社 豊平製鋼株式会社	株式会社釧路製作所
契 約 日	平成 16 年 3 月 9 日	平成 17 年 3 月 24 日
完 成 期 限	平成 17 年 3 月 25 日	平成 19 年 3 月 20 日
引 渡 日	平成 17 年 3 月 25 日	
予 定 価 格	342,384,000 円	120,540,000 円
当初契約金額	317,100,000 円	114,450,000 円
最終契約金額	335,055,000 円	履行中のため未確定
精算支払日	平成 17 年 4 月 22 日	